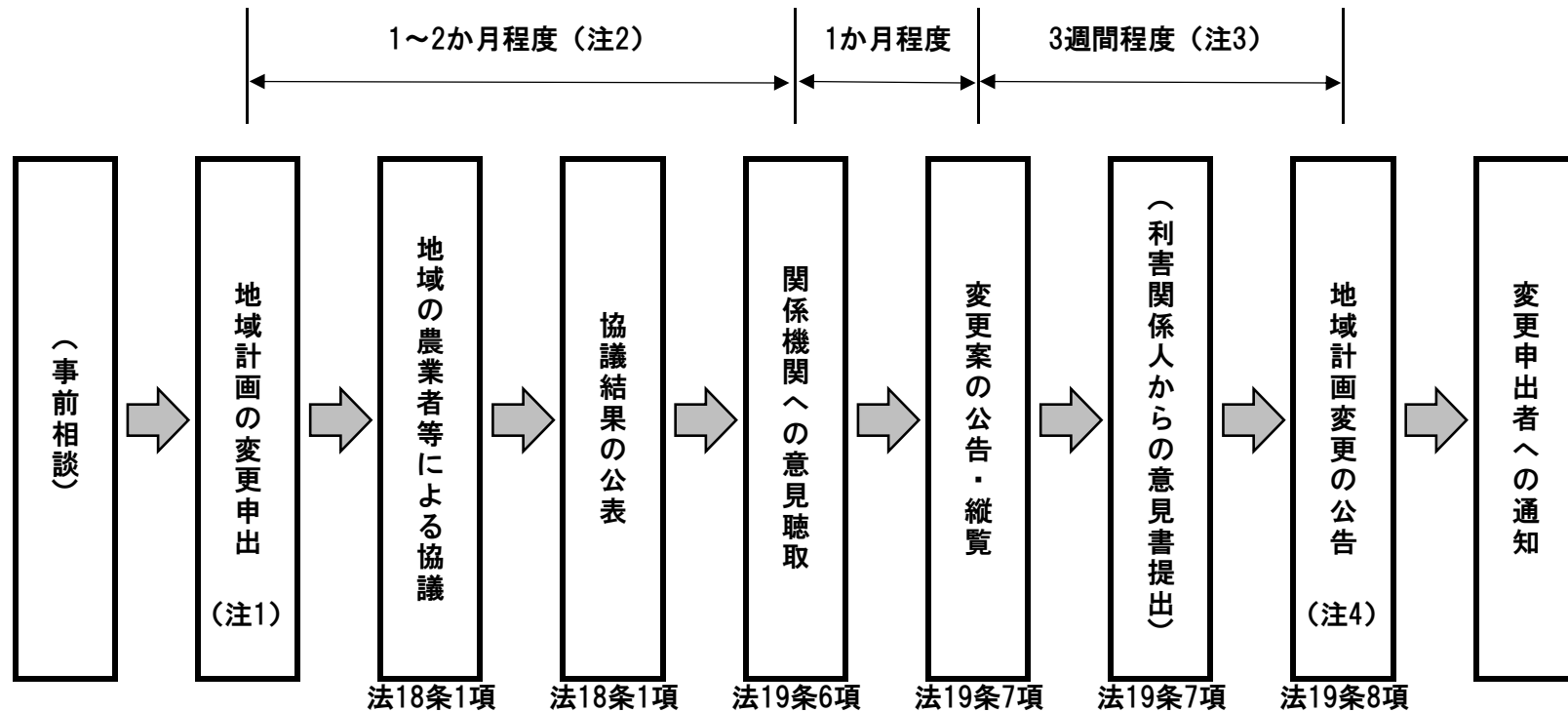


地域農業経営基盤強化促進計画（地域計画）の変更手続きの流れ 及び 所要期間の目安



注1 「地域計画の変更申出書」の提出期限は、毎月末日（末日が土日祝日の場合は、前日）とします。

注2 地域の農業者等による協議（座談会等）の開催方法、時期、参集対象者、開催主体等は、変更の内容に応じて調整します。また、地域農業への影響が限定的な変更内容の場合等では、協議を省略します。
変更申出の前に農政課へご相談ください。

注3 変更案の縦覧期間は2週間です。その間に利害関係人からの意見書が提出された場合は、計画変更内容の調製等のため計画変更の公告までに更に処理期間を要する場合があります。

注4 地域の農業者等からの申出による変更以外にも、日光市では定期的に地域計画を変更します。（年1回程度）